11　取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨を欄外に記載するとともに、当該委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における株式会社商工組合中央金庫における地位及び担当、委任された権限の内容、権限を委任した理由、権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあっては、その内容を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあっては、記載を要しない。

⑶　責任限定契約

［表略］

（記載上の注意）

会社役員（取締役又は監査役に限る。）との間で責任限定契約（会社法第427条第１項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。

⑷　補償契約

イ　在任中の会社役員との間の補償契約

会社役員の氏名	補償契約の内容の概要

（記載上の注意）

1　補償契約とは、会社法第430条の２第１項に規定する契約をいう。以下同じ。

2　会社役員は、株式会社商工組合中央金庫との間で補償契約を締結している役員のうち、直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役、監査役又は執行役を記載すること。

3　「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。

［新設］

⑶　責任限定契約

［表略］

（記載上の注意）

会社役員（取締役又は監査役に限る。）との間で責任限定契約（会社法第427条第１項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。

［新設］